

十九	八 一 利 行 價 率 格 日	七 六 五 發 行 行 單 面 金 位 金 額 額	四 發 行 方 法	二 用 等 替 條 律 行 法 項 及 の び 根 適 そ 拠	一 名 稱 及 び 根 記	件 成 省 平 等 成 到 次 十 六 年 月 五 月 十 二 日 示 す り 告 示 第 七 条 に 關 於 告 示 第 百 四 十 九 行 三 項 之 項 令 規 定 付 利 規 定 付 國 債 基 づ 七 年 大 藏
年 錢 額 平 す 額 の 振 二 面 成 る の 記 替 ・ 金 十 。 整 載 法 二 額 六 数 又 の 百 年 倍 は 規 円 四 の 記 定 に 月 金 錄 に つ 三 額 は よ き 十 に る 百 日 よ 最 振 円 る 低 替 九 も 額 口 十 の 面 座 九 と 金 簿	五 四 額 よ 金 基 附 法 国 機 用 ト 成 社 条 二 財 八 利 万 十 面 る 運 づ 則 律 民 関 を 振 十 債 第 十 政 回 付 円 一 金 引 用 き 第 一 年 は 受 替 三 等 一 六 融 ト 国 億 額 受 基 厚 三 平 金 日 け 法 年 の 項 年 資 庫 財 四 で け 金 生 十 成 法 本 る ト 法 振 法 資 債 券 大 千 四 に 労 七 等 銀 も と 律 替 律 金 特 (二 十 年) へ 五 十 寄 働 条 の 行 の い 第 に 第 百 別 十 一 託 大 第 一 と う 七 関 一 会 谷 垣 九 億 さ 臣 一 部 し そ 七 す 一 号 計 万 円 れ か 項 法 律 を 、 の 五 は 一 法 た ら の 第 改 そ 規 二 ト 、 に 之 一 法 資 年 規 正 之 二 ト 、 に 之 一 法 金 金 定 す そ 規 二 ト 、 に 之 一 法 に 資 に)	四 發 行 方 法	二 用 等 替 條 律 行 法 項 及 の び 根 適 そ 拠	一 名 稱 及 び 根 記	件 成 省 平 等 成 到 次 十 六 年 月 五 月 十 二 日 示 す り 告 示 第 七 条 に 關 於 告 示 第 百 四 十 九 行 三 項 之 項 令 規 定 付 利 規 定 付 國 債 基 づ 七 年 大 藏	

十二

の経過利み子

るす算込年。
。る金額資に加え、基金を第次理算式号にと規より払

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し成
期及翌行を十
日び営休支次六
に第業業払の年
つ十日日う算九
い五にに式月
て号支當たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

十四

後第
の二
利期

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 十十
七六五

払元償償
込場利還
期所金金
日支額限

平 日額平利てを毎
成 本面成子、支年
銀金三をそ払三
行額十支の期月
百六払日と二
円年う以し十
に三。前、日
つ月六各及
き二月支び
百十間払九
円日に期月
属に二
すお十
るい日